○総務省・経済産業省告示第二号

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第五条第二項の規定に基づき、調査困難地域を次のように定め、告示する。

なお、令和三年総務省・経済産業省告示第二号（経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件）は廃止する。

令和八年三月三十日

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正

都道府県名	市町村名	経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第八条の二第一項の規定に基づく令和七年四月一日現在の調査区の番号
福島県	南相馬市	○一〇八　○一七〇　○一七二
	富岡町	○〇〇二　○〇〇四　○〇二二～○〇二八　○〇三二
	大熊町	○〇〇一～○〇〇一四　○〇一七
	双葉町	○〇〇一～○〇〇九　○〇一二　○〇一四～○〇二五
	浪江町	○〇二三　○〇二六～○〇三二　○〇四二～○〇四六
	葛尾村	○〇〇五
	飯舘村	○〇二一　○〇二二

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
特定分別基準適合物	比率	
［略］	［略］	
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八八・四四	
［略］	［略］	
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九三・五一	

改正前		
特定分別基準適合物	比率	
［略］	［略］	
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八七・七〇	
［略］	［略］	
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九二・九九	

備考　表中の［　］は注記である。